

大学改革等の推進

文部科学省高等教育局



文部科学省

1. 大学の連携・統合の促進

2. 国立大学改革

3. 私立大学の振興方策

4. 学生への修学支援の重点的・
効率的な実施

地域における大学等の連携・統合の促進に向けた方策

人口減少がより急速に進むこれからの20年間においては、**地方における質の高い教育機会の確保**が大きな課題

- ✓ **大学等は地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤**。各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換の中で、**地域ニーズを踏まえた質の高い教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要**。
- ✓ **地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス**。

地域連携プラットフォームの構築

- 地域の**国公立大学等、地方公共団体、産業界等が一体となった恒常的な議論の場を構築**し、連携体制の強化。地域人材の育成や課題解決に向けて取り組む。

大学等、地方公共団体、産業界等の関係機関がエビデンスに基づき、**地域の現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを議論・共有し、地域の課題解決に向けた連携協力**の抜本的強化を図る。

文部科学省が「ガイドライン」策定

各地域において地域連携プラットフォームの構築や議論を行う際の参考に資する。

課題解決のために実行する事項

- ✓ 地域課題解決型プロジェクトの実施
- ✓ 人材育成、産業振興

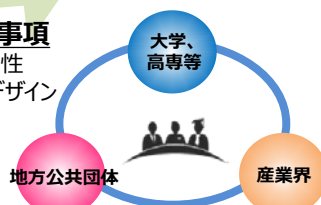
議論することが考えられる事項

- ✓ プラットフォームの目標、方向性
- ✓ 地域の高等教育のグランドデザイン

地域の現状・課題等の共有

- ✓ 地域社会のビジョン等
- ✓ 地域の高等教育の果たす役割
- ✓ 人口動態、地域社会・産業構造

組織的関与（トップ・ミドル層、キーパーソンが参画）



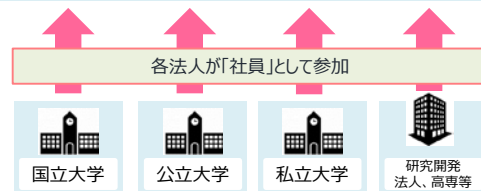
大学等連携推進法人制度の導入

- 多様化するニーズや社会からの要請に応えるため、**各大学等が強みや特色を生かしつつ、一定の地域や特定分野で他大学等と連携・協力**して教育等に取り組む。

地域の**大学等が国公私**の枠組みを越えて、**大学等の機能分担や連携開設科目の開設、事務の連携**を進めるなど各大学の強みや特色を生かした連携を円滑に進めるための制度を創設する。（特定分野での連携含む）

（一般社団法人）〇〇地域大学ネットワーク機構

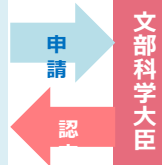
- ・連携推進方針の策定
- ・教育（単位互換、**連携開設科目の開設***、**連携開設科目を活用した教職課程共同設置***、**共同学位での各大学修得単位数の緩和***等）
- ・研究（産学連携、地域共同研究、研究施設共同利用等）
- ・運営（FD/SD共同実施、事務の共同実施、物品共同調達等）



※一法人傘下の大学間及び大学等連携推進法人の参加大学間に限定して認める

大臣認定基準(例)

- 連携推進業務の実施が主目的
- 法人として安定的かつ一体的な運営体制が具備
- 大学間の教学管理体制が具備 等



議論の結果、大学等連携推進法人制度を活用することも想定。

地域の高等教育機会と人材の確保

大学等の連携による課題解決と地域振興、教育研究機能の強化

地域社会の維持・活性化

大学等における遠隔授業

- 大学等では**教室等での対面授業のほか**、これに相当する教育効果が認められる場合には、自宅など**場所によらない遠隔授業**を行うことが可能。
- 卒業要件 1 2 4 単位のうち、遠隔授業による修得単位数は**上限 6 0 単位**。

＜遠隔授業の主な形態＞ ※対面や以下の形態を**組み合わせながら授業を実施**

同時双方向型

講義をリアルタイムで配信。
教員・学生がリアルタイムで意見交換を実施。



オンデマンド型

動画

講義形式の動画で学びつつ、
オンラインで課題提出・質疑応答

教材

教材（スライド資料等）で学びつつ、
オンラインで課題提出・質疑応答



教育再生実行会議 高等教育ワーキング・グループ —主な論点—

【具体的な検討課題】

国際的な大学の競争・連携やデジタル化の進展に対応するとともに、今回明らかになった課題を踏まえた、柔軟かつ強靱な仕組みの構築等、次世代の高等教育の在り方

【検討事項例】

1. ニューノーマルにおける大学の姿とはどのようなものであるべきか
 - 時間・場所にとらわれず、社会人のリカレント教育も含め、多様な学修者が学び合い、高め合うことのできる
知的創造空間の提供
 - 対面とオンラインとのハイブリッドによる学修者本位の効果的な教育実践と学修の実質化
 - 学内における教育資源の重点化を通じた多様な学びを後押しする体系的できめ細かな教育の提供
2. グローバルな目線での新たな高等教育の戦略はどうあるべきか
 - ニューノーマルに対応する国際学生交流の展開手法
 - 留学生30万人計画の振り返りと今後の留学生政策
 - 日本の優位性を引き出し、国際競争力の向上に資する教育研究の在り方
3. それらを実現するために必要な方策とは何か
 - 対面とオンラインとのハイブリッド化など、ニューノーマルにおける大学教育を実現するための仕組みの構築
や環境の整備、質保証の在り方（大学設置基準の弾力化など）
 - 社会との接続の在り方や学事暦・修業年限を含めた学びの多様化・複線化（通年入学・卒業・採用など）
 - ニューノーマルにおけるグローバルな目線での新たな高等教育の戦略を踏まえた支援方策
（国際JD制度の柔軟化など）

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会の設置について

【検討の背景】

- 18歳人口の減少、産業構造の変化など、我が国の社会・経済環境が大きく変化していく中で、大学教育に対する期待は高まっており、**大学が特色を発揮し、その変化に対応して大学教育を向上していくことが必要**である。
- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）では、高等教育の**学修者本位の教育への転換の必要性**が指摘されるとともに、その**教育の質保証の在り方を見直す必要**があるとされている。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大学教育は抜本的な変化が求められ、**新たな在り方に向けた大きな転換期**を迎えている。
- 本部会では、大学の将来像を見据え、平成15年度以降、国の事前規制から大学セクターによる事後チェックへと大きく転換した**現行の質保証の仕組みの検証**を行うとともに、**時代に即した質保証の在り方や大学設置基準の抜本的な見直しなど**について審議を行う。

検討の視点

- Society5.0やニューノーマルなど将来を見据えた大学像
- 大学に対する社会の信頼を確保するための最低限の質保証
- グローバルな社会における我が国の大学の国際通用性
- 実効的かつ効率的な質保証の仕組みの在り方

想定される論点

- ✓ 質保証の仕組みである「大学設置基準」、「設置認可審査（事前チェック）」、「内部質保証」、「認証評価（事後チェック）」それぞれの機能と役割の明確化、バランスについて
- ✓ 定員管理の在り方（入学・収容定員か、学部・大学単位か、社会人・留学生等の取扱い等）について
- ✓ 情報技術の進展を踏まえた授業方法（オンライン教育・遠隔教育の在り方等）について
- ✓ 大学の活動を積極的に説明し、社会的評価を得るといった観点から、大学の教育研究活動等に係る情報公表の促進について

質保証システム部会委員一覧

◎ 吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長
○ 日比谷潤子	学校法人聖心女子学院常務理事、前国際基督教大学学長
永田 恭介	筑波大学長
浅田 尚紀	奈良県立大学学長
飯吉 透	京都大学高等教育研究開発推進センター長・教授
杉谷祐美子	青山学院大学教育人間科学部教授
瀧澤美奈子	科学ジャーナリスト
谷本 和子	関西外国語大学短期大学部副学長
土屋恵一郎	元明治大学学長、千葉工業大学特任教授
長谷川知子	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事・SDG s 本部長
濱中 淳子	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
古沢由紀子	読売新聞東京本社編集委員
宮内 孝久	神田外語大学長
大森 昭生	共愛学園前橋国際大学学長
小林 浩	リクルート進学総研所長・カレッジマネジメント編集長
林 隆之	政策研究大学院大学教授
前田 早苗	千葉大学国際教養学部教授
吉見 俊哉	東京大学大学院情報学環教授

◎：部会長、○：副部会長

1. 大学の連携・統合の促進
2. **国立大学改革**
3. 私立大学の振興方策
4. 学生への修学支援の重点的・
効率的な実施

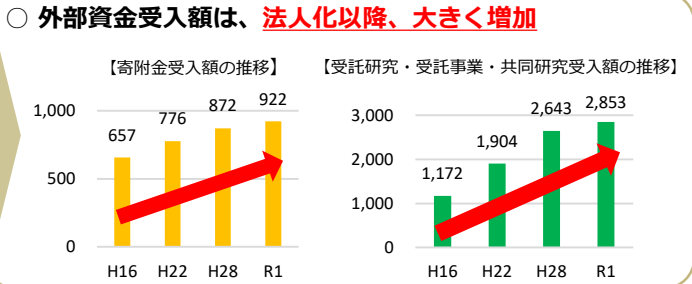
国立大学改革について

これまでの改革の状況

評価に基づく
配分
(運営費交付金)

- 「**成果を中心とする実績状況に基づく配分**」を導入 (R元～)
→ 成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づく配分
【令和元年度：700億円 令和2年度：850億円】
- 「**3つの重点支援の枠組み**」による評価に基づく再配分
→ 各大学の強み・特色を発揮し、機能強化を推進 (H28～)
【重点支援①】地域のニーズに応える人材育成・研究を推進(55大学)
【重点支援②】分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進(15大学)
【重点支援③】世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進(16大学)

財務基盤の
強化



世界最高水準
の教育研究

- **世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる法人を「指定国立大学法人」として指定** (現在9法人を指定)
平成29年 6月30日 東北大学、東京大学、京都大学を指定
平成30年 3月20日 東京工業大学、名古屋大学を指定
平成30年10月23日 大阪大学を指定
令和元年 9月 5日 一橋大学を指定
令和2年 10月15日 筑波大学、東京医科歯科大学を指定

大学間ネット
ワークの強化

- 大学等の管理運営等の改善等を図るため、**一つの国立大学法人が複数の大学を設置することが可能となる制度改正**
→ **国立大学法人東海国立大学機構 設置 (R2)**
(国立大学法人岐阜大学 + 国立大学法人名古屋大学)
【法人統合に向けた検討状況】
 - ・ 静岡大学、浜松医科大学 (R3予定)
 - ・ 奈良教育大学、奈良女子大学 (R3予定)
 - ・ 小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学 (R4予定)

更なる国立大学改革の推進

2019年

2月

「**人事給与マネジメント改革に関するガイドライン**」策定
(業績評価・処遇への反映、年俸制の見直し、テニョラック制・知入ポイントメント制度の活用)

5月

経営改革を推進する**法律等の制度改正**
(**一法人複数大学制度**、**外部理事の複数登用**、国立大学法人評価と認証評価の連携)

6月

第4期中期目標期間(2022年度～)を見据えた「**国立大学の改革方針**」策定
(国立大学の役割、改革の方向性等)

2020年

社会変革を先導する国立大学法人制度の抜本的改革に向けた検討の着手
(「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」(金丸恭文座長)を設置し、各大学の機能、産業界・地域のニーズを踏まえた中期目標・中期計画の策定、大学債、産学連携システムの改善など**新たな自主財源確保を可能とする各種制度整備**)

「**国立大学法人ガバナンス・コード**」策定
(大学のミッション・戦略の明確化、経営協議会等の体制、ステークホルダーへの情報開示等)

第4期中期目標期間
2022年～(6年間)

「第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会」について

閣議決定文書における国立大学法人運営費交付金関係の記載

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化—「新たな日常」を支える生産性向上

（1）課題設定・解決力や創造力のある人材の育成 ②大学改革等

国立大学法人運営費交付金の客観・共通指標による成果に基づく配分対象割合・再配分率を順次拡大しつつ、第4期中期目標期間の新たな配分ルールを検討⁷²する。 ⁷² 一貫性を持った評価指標を踏まえて大学が改革に取り組める仕組み等の検討。

統合イノベーション戦略2020（令和2年7月17日閣議決定）

第Ⅲ部 各論 第2章 知の創造

（2）大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出 ②目標達成に向けた施策・対応策

＜大学等の経営環境の改善＞《国立大学法人運営費交付金等の改革》

○ 国立大学法人の第4期中期目標期間に向けて、2021年度中に、運営費交付金全体について、一貫性を持った評価指標を踏まえて大学が改革に取り組めるよう、期間中の教育と研究の成果に基づく配分の仕組みを検討し、結論を得る。

検討事項

- 国立大学法人運営費交付金が果たすべき役割
- 国立大学法人運営費交付金の構成（例、基幹的部分、評価に基づく部分、その他 など）
- 学内資源配分の見直しを促進する仕組みの在り方
- 第3期中期目標期間から導入された「3つの重点支援の枠組み」の在り方
- 評価に基づく配分の在り方
 - ・第3期中期目標期間における「各大学の評価指標（KPI）に対する評価」に基づく配分について
 - ・第3期中期目標期間における「成果を中心とする実績状況」に基づく配分について

検討のスケジュール

令和2年10月30日（金）に第1回検討会を開催。

令和3年夏前に最終報告をとりまとめる予定。

検討会議メンバー（敬称略、五十音順）

阿部 守一	長野県知事
上山 隆大	内閣府総合科学技術・イノベーション会議議員
片峰 茂	長崎市立病院機構理事長
熊平 美香	一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事
車谷 暢昭	株式会社東芝取締役代表執行役社長CEO
齊藤 貴浩	大阪大学経営企画オフィス教授
篠原 弘道	NTT 取締役会長、総合科学技術・イノベーション会議非常勤議員
杉村 美紀	上智大学副学長
土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
永井 良三	自治医科大学長
橋本 和仁	国立研究開発法人物質・材料研究機構理事長、総合科学技術・イノベーション会議非常勤議員
林 隆之	政策研究大学院大学教授
益戸 正樹	UiPath 株式会社特別顧問、株式会社社後銀行社外取締役
松本 紘	国立研究開発法人理化学研究所理事長
観山 正見	広島大学特任教授
山本 廣基	独立行政法人大学入試センター理事長

「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」について

経済財政運営と改革の基本方針2019における関連箇所の記載

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等 (2) 主要分野ごとの改革の取組 ④ 文教・科学技術

(基本的考え方)

イノベーション創出の中核としての国立大学法人については、指定国立大学が先導して、世界の先進大学並みの独立した、個性のかつ戦略的大学経営を可能とする大胆な改革を可及的速やかに断行する。そのため、より高い教育・研究に向けた自由かつ公正な競争を担保するため、国は国立大学との自律的契約関係を再定義し、真の自律的経営に相応しい法的枠組みの再検討を行う。その際、現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」に関し、廃止を含め抜本的な簡素化を図り、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換する。また国は、各大学が学長、学部長等を必要な資質能力に関する客観基準により、法律に則り意向投票によることなく選考の上、自らの裁量による経営を可能とするため、授業料、学生定員等の弾力化等、新たな自主財源確保を可能とするなどの各種制度整備を早急に行う。また各大学は、グローバル人材を糾合できる世界標準の能力・業績評価制度とそれに基づく柔軟な報酬体系を早期に確立させる。あわせて、現代の世界において英語が共通言語化されている状況を踏まえ、真に世界に伍していける大学実現に向け、日常的な英語による教育研究の早期実現を目指す。

「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」において検討する事項

- ・国と国立大学法人との間「自律的契約関係」について
- ・戦略的な大学経営について（世界標準の能力・業績評価制度・報酬体系の確立、現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」の廃止も含めた抜本的簡素化、学長、学部長等の選考方法の在り方 など）
- ・経営基盤を強化するための規制緩和について（授業料、学生定員の弾力化、長期借入・大学債の要件緩和 など）
- ・世界最高水準の教育研究環境の早期実現（日常的な英語による教育研究の早期実現 など）

検討のスケジュール

- 令和2年9月：中間とりまとめ
- 令和2年中（予定）：審議まとめ

経営裁量を拡大し、世界の先進大学並みの自律した、个性的かつ戦略的大学経営を可能とする国立大学法人を実現
知識集約型社会へ移行する中、産業の新陳代謝を促す推進力として、社会変革を駆動する真の経営体へ国立大学法人を転換
全世界的なDXの変革が進む中、大学経営の新モデル（大学ニューノーマル）で機能を拡張した国立大学法人を駆動力として、日本社会の大転換を加速

国立大学法人と国との関係（自律的契約関係）

- 法人化により、日常的な文科大臣の包括的な監督から、目標管理型へ大きく変わり、法人化の長所を活かした改革は一定程度進んだが、国の管理の仕組みや大学内部の横並びの慣習で、自律的、个性的かつ戦略的な経営体への転換は道半ば
- 知識集約型社会への移行期において、国立大学法人に期待される役割が拡大し、機能を拡張し続けることが求められ、社会から相応の支援を得ることが不可欠な状況

- 国との関係性における新たな枠組み（自律的契約関係）を再定義
 - ➡ 国は、国立大学法人に負託する役割や機能の発揮が出来る環境構築に責任を持つとともに、法人が自らの裁量で機能を拡張できるよう、規制による事前管理型から事後チェック型へ
 - ➡ 国が毎年度財政措置を講ずるに当たって求められる必要な関与と、国立大学法人の自主性・自律性に基づく発展とを両立させた形へ（国が個々の国立大学法人の経営全般にわたる目標を予め設定して管理する枠組みは、自ら多様な目的を持って自律的に発展していく国立大学法人には馴染まない）
- 多様なステークホルダーを巻き込み、社会変革の駆動力として成長し続ける経営体※1へ転換
 - ➡ 国立大学法人は、国から負託された業務を確実に遂行することに加え、多様なステークホルダーとのエンゲージメント※2を通じて信頼関係を深める、ステークホルダーを巻き込んだ大学経営モデルへ

※1 新たな資金循環を駆動する機能を持ち、自ら成長し続ける仕組みを内包し、その機能で経済社会システムを変革させることを目指す組織体

※2 主体的に深い対話や共創等を通じた強い関与により、築き上げた信頼関係をもとに、責任を果たし、相互理解を得て、互恵的に協働すること

経営裁量の拡大を可能とする規制緩和

- 国立大学法人が真の経営体となるためには、「経営裁量を拡大出来る手段」、つまり拡張した機能による活動が新たな投資を呼び込み、成長し続ける経営モデルを開発していくことが必要
- 国は、国立大学法人が自らの裁量において戦略的・長期的に安定して活用できる資金を確保し、循環拡大することができる仕組みを作ることが急務

新たな時代の「大学ニューノーマル」の早期実現

- 国は、大学設置基準の学修単位数や収容定員等の考え方等について、新たな時代の「大学ニューノーマル」の早期実現に向けた弾力化を早急に検討すべき
- 国及び国立大学法人は、教員の働き方について、制度面及び実務面における運用上の工夫・改善も早急に進めるべき

中期目標・中期計画の在り方

- 国：国立大学法人に求める役割や機能に関する基本的事項を大枠の方針として示すべき
- 国立大学法人：その中から、自らの大学経営の目標に照らして、自身のミッションとして位置付けるものを選択し、これを達成するための方策について、自らの責任で6年間で達成を目指す水準や検証可能な指標を中期計画に明確に規定することが不可欠

評価の在り方

- 国：評価全体を簡素化するとともに、法人評価について、毎年度の年度評価を廃止し、原則として、6年間を通した業務実績を評価することすべき
- 国立大学法人：がバカンス・ユートへの適合状況等の積極的な公表を行うとともに、それぞれが毎年度行う自己評価において、国以外のステークホルダーの視点も取り入れ、充実・強化を図るべき

内部統制に係る組織の在り方

- 国：法人に置くべき組織やその構成、役割などの大枠を示すに留め、その他の事項については、法人の経営判断に委ねるべき（経営の柔軟性）
- 国立大学法人：多様なステークホルダーからの信頼を確実に獲得していくため、学長選考会議及び監事が持つ牽制機能について可視化させることが必要（牽制機能の可視化）
- 国立大学法人：学長選考会議が自らの権限と見識において、法人の長に求められる人物像に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるにふさわしい者を求め、主体的に選考を行うべき。また、学長等の幹部候補を発掘、育成、プールする仕組みも重要

会計制度・会計基準

- 国以外の多様なステークホルダーの目線からも理解しやすい財務諸表等へ改善を図ることが必要
- 国立大学法人が自ら獲得した多様な財源を戦略的に積立てる仕組みの創設や、次期中期目標期間に繰り越しが出来るよう目的積立金の見直しを行うべき

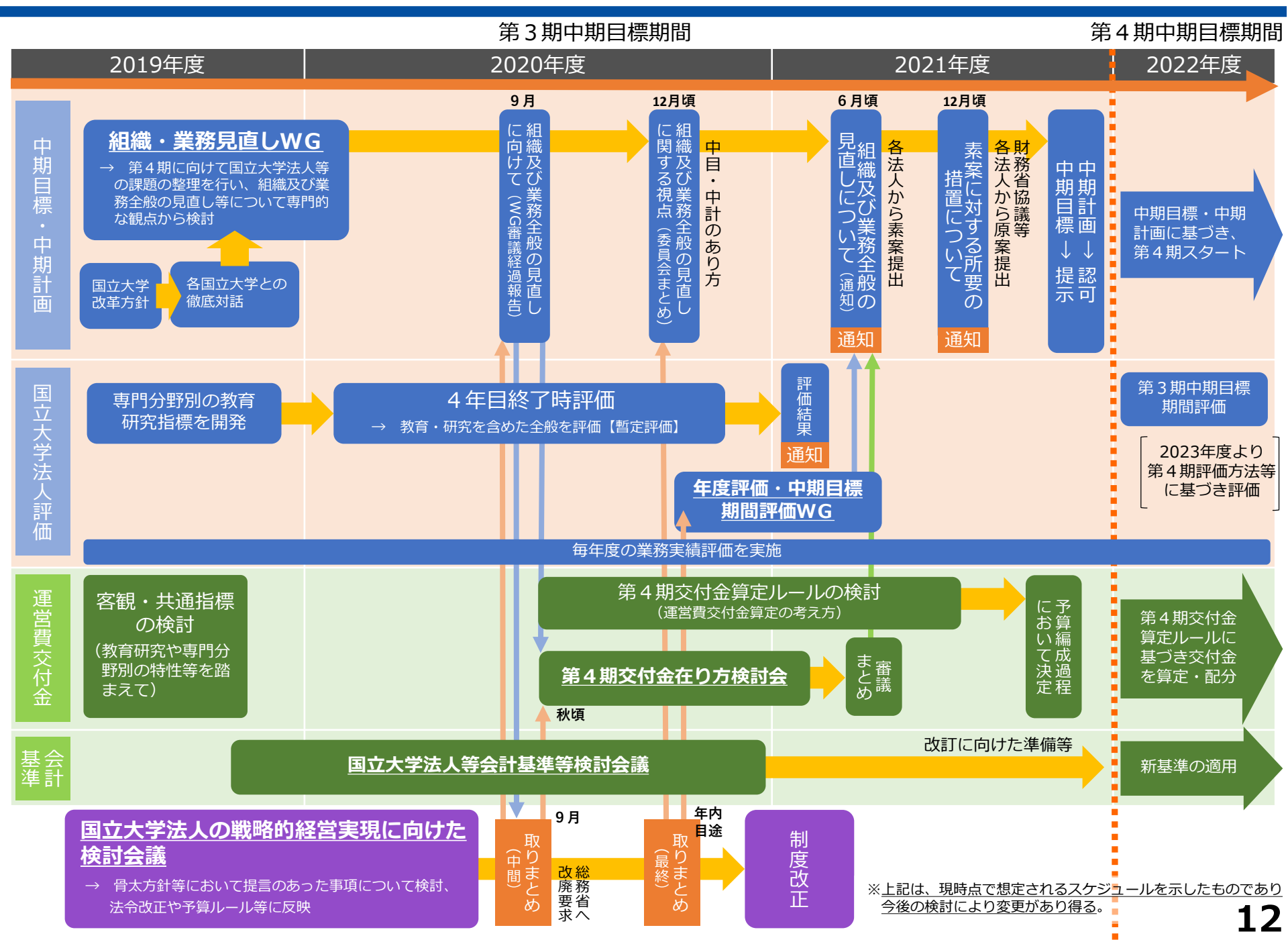
先行投資財源の確保とその循環拡大

- 大学債発行等について、対象事業及び償還期間の更なる拡大・長期化の検討が必要
- OI支援機能や実用化を目指した共同研究・受託研究等の研究開発機能についても、出資可能な対象事業とするために必要な措置を講ずる等すべき
- 複数の国立大学法人による余裕金の共同運用について、大臣認定に関する運用を見直すべき
- 国立大学法人において、公的研究費の間接経費収入が中長期の財源として活用できるよう、また、経営体として自ら獲得した財源の間接経費収入の使途の在り方について検討を行うべき

定員管理等の柔軟化

- 学位の分野の変更なく、収容定員の総数が増えない場合、学部・学科の再編等を伴う定員変更に必要な手続きについて、抜本的に簡素化するべき
- 抑制的に取り扱ってきた国立大学の学部収容定員の在り方を柔軟に取り扱うことも含め、魅力的な地方大学の実現に向けた取組を強化するべき
- 優秀な留学生の確保のため、定員管理の弾力化を迅速に講ずると共に、留学生の授業料の設定の在り方についても柔軟化を図ることが必要
- JDPAプログラム¹の更なる拡大のため、国内大学、連携先大学それぞれでの最低修得単位数の軽減や連携先大学が主となって管理する留学生定員の扱い等について柔軟化策を講じるよう取り組むべき

第4期中期目標期間に向けた検討スケジュール（案）



1. 大学の連携・統合の促進
2. 国立大学改革
3. **私立大学の振興方策**
4. 学生への修学支援の重点的・
効率的な実施

私立大学の振興策について

現状

- 私立大学については、学部学生の約8割の教育を担うなど、様々な学生に対し門戸を開き、それぞれの「建学の精神」に基づき、多様性に富み、独創的な教育研究を行う役割を担っている。
- 私立大学の教育研究の多様性によって、複雑な社会の変化に対応できるより多くの国民を育成し、一人一人の労働生産性を大幅に引き上げるため、幅広い年齢層に及ぶ中核人材の教育機会を保障し、国民の知的水準を底上げする役割があり、そのための知識・技術の創造拠点を、大学の独自性に沿って創っている。

課題

- 18歳人口の減少、大学教育のユニバーサル化、産業構造の変化など、私立大学をめぐる環境が大きく変化中、学生・保護者はもとより地域・社会の信頼と支援を得るため、教育研究の質向上の取組の更なる充実・ガバナンスの強化が必要。
- 私立大学の約3割が定員割れを起こしており、一部の地方中小規模大学では事業活動収支差額比率がマイナスになるなど経営状況が悪化傾向にあり、経営力強化が必要。

振興策

ガバナンスの強化

社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、公教育を担う機関としてふさわしい学校法人のガバナンス強化

○私立学校法の改正

・役員の責任の明確化 ・情報公開の義務化 ・破綻処理手続の円滑化

○「私立大学版ガバナンス・コード」の策定推進

○大学認証評価の厳格化（学校教育法改正）

私学助成による支援

私学のダイナミズム・自らの特色を活かし、社会の変化を見据えた改革の加速化に向けた支援の強化

- 「基盤的経費の補助」と「役割や特色・強みの明確化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等への重点的支援」
- 教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分の実施

経営力強化と支援

18歳人口の減少等の環境変化に対応した支援の強化

○中期的な計画の作成

- 経営悪化傾向にある学校法人に対する学校法人運営調査における経営指導を充実
- 修学支援新制度の対象となる機関要件に財務指標を設定
- 「大学等連携推進法人（仮称）」等、国公私の枠組みを越えた連携の仕組みの在り方を検討
- 学部単位等の事業譲渡を可能とする制度改正を実施し、再編・統合を促進

私立大学等経常費補助金のメリハリある配分について①

財政制度等審議会における定員割れ校への支援見直しのご指摘等を踏まえ、令和元年度の私立大学等経常費補助金の配分について、一般補助については、1.教育条件・2.財政状況・3.情報公開・4.教育の質に係る項目のうち、以下について見直すとともに、特別補助についても減額措置等を導入。令和2年度以降も引き続きメリハリある配分を実施予定。

一般補助

補助金基準額に対するメリハリによる増減（令和元年度）		
1. 教育条件に関すること		
① 学部等ごとの入学定員に対する入学者数の割合	[+4% ～ 0%]	
② 学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合	[+9% ～ ▲50%]	
③ 学部等ごとの専任教員等の数に対する在籍学生数	[+6% ～ ▲16%]	
2. 財政状況に関すること		
④ 学校ごとの学生納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合	[+15% ～ ▲45%]	
⑤ 教職員給与指数	[0% ～ ▲15%]	〔教員・職員それぞれ 0%～▲7.5%〕
⑥ 収入超過状況	[0% ～ ▲100%]	
⑦ 高額給与支給	[0% ～ ▲35%]	
3. 情報の公表の実施状況に関すること		
⑧ 教育研究上の基礎的な情報	[0% ～ ▲50%]	
⑨ 修学上の情報等	[0% ～ ▲50%]	
⑩ 財務情報	[0% ～ ▲50%]	
4. 教育の質に係る客観的指標に関すること		
⑪ 全学的チェック体制、教職員の質的向上等体制、カリキュラムマネジメント体制、学生の学び質保証体制	[+5% ～ ▲5%]	

①定員未充足校への減額強化

- 定員充足率90%未満の学校に対する収容定員充足率による減額の調整係数の強化【令和元年度改正】
(減額率▲5%～▲50%から▲11%～▲50%)

②情報非公表校への減額強化

- 情報公開の状況に応じ、非公開の項目数に応じた減額の調整係数の強化【令和元年度改正】
(減額率0%～▲15%から0%～▲50%)

③教育の質の客観的指標

- 増減率の調整によるメリハリ強化（増減率+2%～▲2%から+5%～▲5%）を行うとともに、新たに
①アウトカム指標の導入 ②実施状況の高い設問の見直し ③新規設問の設定。【令和元年度改正】

私立大学等経常費補助金のメリハリある配分について②

特別補助

① 定員未充足校に対しての減額措置の導入

- 復興支援向けを除くカテゴリーに定員充足率に応じた減額措置を導入
 - 三大都市圏に立地する定員充足率90%未満の大学について▲10%、それ以外の大学について▲5%
 - 三大都市圏に立地する定員充足率80%未満の大学について▲20%、それ以外の大学について▲10%
 - 三大都市圏に立地する定員充足率70%未満の大学について▲30%、それ以外の大学について▲15%
- 併せて復興支援、授業料減免及び経営強化等支援以外のカテゴリーに、大学の規模別の単価（大規模大学単価＞中小規模単価）を導入

② 支援メニューの大幅見直し及び規模別単価の導入

- 取組内容を評価する各メニューについても、一律の定額支援から大学等の規模に応じた単価を導入。
- 大学の取組に着目した支援とするため「社会人の組織的な受入れ」では、受入れ人数に応じた配分を改め、取組内容に応じた支援単価を設定。

③ 補助対象要件の追加

- 高等教育の修学支援新制度の対象外となる経営に課題のある法人(下記①～③のすべてに該当する法人)は**特別補助の対象外**とする
 - ①貸借対照表の「運用資産-外部負債」が直近の決算でマイナス
 - ②事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3か年の決算で連続マイナス
 - ③直近3か年において連続して、収容定員充足率が80%未満（①及び②に該当する法人は特別補助（復興支援を除く）を50%減額）

1. 大学の連携・統合の促進
2. 国立大学改革
3. 私立大学の振興方策
4. 学生への修学支援の重点的・
効率的な実施

高等教育の修学支援新制度における大学等の要件（機関要件）について

経済・財政再生計画 改革工程表(KPI) ◆学生への修学支援の重点的・効率的な実施

KPI第1階層

○教育の質を担保するための、高等教育の修学支援新制度の支援対象機関に係る具体的・統一的要件(シラバス、GPA(平均成績)等)の設定・適用状況

○経営困難な大学等及び専門学校についての高等教育の修学支援新制度の支援対象機関としない条件の設定・適用状況

※2019年度に機関要件を設定し、2019年度以降継続して適用

➡ 以下の通り、2019年度に機関要件を設定し、毎年度要件に基づき確認を実施

＜対象数＞(令和2年9月11日時点)

- ・大学・短大は1082校中、1060校(98.0%)が対象、高等専門学校は57校全てが対象
- ・専門学校は2688校中、1967校(73.2%)が対象

○ 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。

※ 4年制大学の場合、13単位(標準単位数124単位の1割相当)

* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。

2. 法人(大学等の設置者)の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。

3. 授業計画書(シラバス)の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等(貸借対照表、収支計算書など)や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

○ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。

➤ 次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス (法人の決算)

② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス (法人の決算)

③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※ (大学等の状況)

※ 専門学校の経過措置 ～令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度～：8割未満

(参考資料)

国立大学の一法人複数大学制等の導入について

◆ 経営基盤の強化と効率的な経営の推進等のため、「国立大学の一法人複数大学制度等」の導入が閣議決定文書や中央教育審議会における議論の中で提言。

- ✓「大学の組織再編等を促進するため、国立大学においては、国立大学法人法を改正し、一法人の下で複数の大学を運営できる制度を導入する。」
(経済財政運営と改革の基本方針2018)
- ✓「経営基盤の強化と効率的な経営の推進のため、国立大学の一法人複数大学制の導入、経営と教学の機能分担等にかかる国立大学法人法等の改正について次期通常国会への提出を念頭に作業を行う。」
(未来投資戦略2018)
- ✓「文部科学省は2019年度中に国立大学法人法を改正し国立大学の一法人複数国立大学経営を可能化する」
(統合イノベーション戦略)
- ✓「複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、一法人一大学となっている国立大学の見直し…など…大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を推進するための支援体制の構築など実効性を高める方策について検討することが必要である」
(今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ(平成30年6月 中央教育審議会大学分科会将来構想分科会))



令和元年度 国立大学法人法改正によって「一法人複数大学制度」を創設

	法人名	目指している統合の時期
1	★ 国立大学法人岐阜大学、国立大学法人名古屋大学 令和2年4月1日 国立大学法人東海国立大学機構	令和2年度4月1日
2	★ 国立大学法人静岡大学、国立大学法人浜松医科大学 ※平成31年3月29日に基本合意	令和3年度
3	★ 国立大学法人奈良教育大学、国立大学法人奈良女子大学 ※令和元年6月28日に基本合意	令和3年度
4	★ 国立大学法人小樽商科大学、国立大学法人帯広畜産大学 国立大学法人北見工業大学 ※平成30年5月29日に基本合意	令和4年度



地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン（ポイント）

【地域連携プラットフォームの必要性と意義】

（※）ガイドラインは、各地域が抱える事情や課題が様々であることを前提として、地域連携プラットフォームの構築に向けて検討する際の参考に資するもの。

- 大学等の高等教育機関は**地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤**。各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換といった動きの中で、**地域ニーズを踏まえた質の高い高等教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要**。
- **地域の大学等、地方公共団体、産業界等がそれぞれの立場から単独で複雑化する地域課題の解決やイノベーションの創出に取り組むことは限界**。

- IT技術等の進化により、**地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス**。
- このため、大学等、地方公共団体、産業界等様々な**関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築し、エビデンスに基づき、現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを共有し、地域の課題解決に向けた連携協力の抜本的強化**を図っていくことが不可欠。



大学等にとっては、**地域ニーズを取り入れた教育研究の活性化**や大学間連携の推進、大学等の地域における存在価値の向上



地方公共団体にとっては、大学等の知と人材を活用した**課題解決や域内への若者の定着促進**、地域の経済基盤強化と社会の維持・存続



産業界にとっては、**自らのニーズを反映した人材育成や共同研究による活性化**、魅力的な雇用の維持・増加

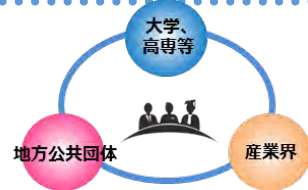
地域連携プラットフォームの体制整備、運営（既存の地域ネットワークや産官学連携の枠組みを活用することも考えられる）

体制整備の考え方

- 対象地域：都道府県などの行政単位、生活・経済圏、都道府県を越えた広域ブロック等、地域によって最適な単位を検討
- 参画主体：大学等、地方公共団体、産業界等の組織的関与（トップの関与とともにミドル層、キーパーソンが対話に参画）

運営の考え方

- 運営：恒常的な運営体制の構築、既存のネットワークの活用も有効（議論の場、企画立案、実行組織等の役割分担、コーディネート・事務局機能）
- 予算：参画組織からの会費徴収、国等のプロジェクト予算、企業版ふるさと納税など多様な財源を活用 等



地域連携プラットフォームで共有・議論・実行することが考えられる事項

（※）ガイドラインの参考資料として、地域ごとの大学、人口動態、産業構造の状況など議論の参考として考えられるデータ集を整理し、検討を促す。

地域社会のビジョンの共有、理解の促進

- 地域社会、地域産業のビジョン等
- 地域の高等教育の果たす役割を再確認 等

地域の現状・課題の共有と将来予測

- 大学進学時等の人口動態、地域社会・産業構造、将来予測も含め議論 等

議論することが考えられる事項

- プラットフォームにおける共通的な目標、方向性の確認
- 目標等を踏まえた行動計画、地域課題の解決策
- 地域の高等教育のグランドデザイン 等

課題解決のために実行する事項（例）

- 地域課題解決型の実践的な教育プロジェクトの提供
- 産業振興、イノベーションの創出
- 大学等進学率（特に域内進学率）や域内定着率の向上策
- 外国人留学生の受入れや社会人向け教育プログラムの開発 等



地域の高等教育機会と人材の確保



高等教育機関との連携による課題解決と地域振興



地域社会の維持・活性化

大学等連携推進法人制度イメージ

制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が認定する制度を設ける。
- 併せて、認定を受けた一般社団法人の社員である大学の設置者が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した授業科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる特例措置を設ける。

(一般社団法人)〇〇地域大学ネットワーク機構

※評議会の設置は任意

理事会
(理事3人以上、監事1人以上、
代表理事1人)
法人の業務執行の決定

法人の業務を執行

社員総会
法人に関する重要事項
の決議

・意見具申
・業務の実施状況
の評価

**大学等連携推進
評議会**
※学識経験者、産業界等で構成

①申請



②認定



文部科学大臣

※ 法人には、毎事業年度終了後に事業報告書や計算書類等の公表を求める

連携推進方針

- 連携の推進を図る意義・目標、連携推進業務に関する事項
- 教学上の特例措置を活用する場合には、その連携の意義・内容や、大学間の役割分担

連携推進業務(例)

教育機能の強化

- 単位互換の促進、連携開設科目の開設※、連携開設科目を活用した教職課程の共同設置※、共同教育課程（共同学位）での各大学修得単位数の引下げ※等

研究機能の強化

- 産学連携・地域との協働に関する事業の共同実施、研究施設の共同利用、知的財産の共同管理

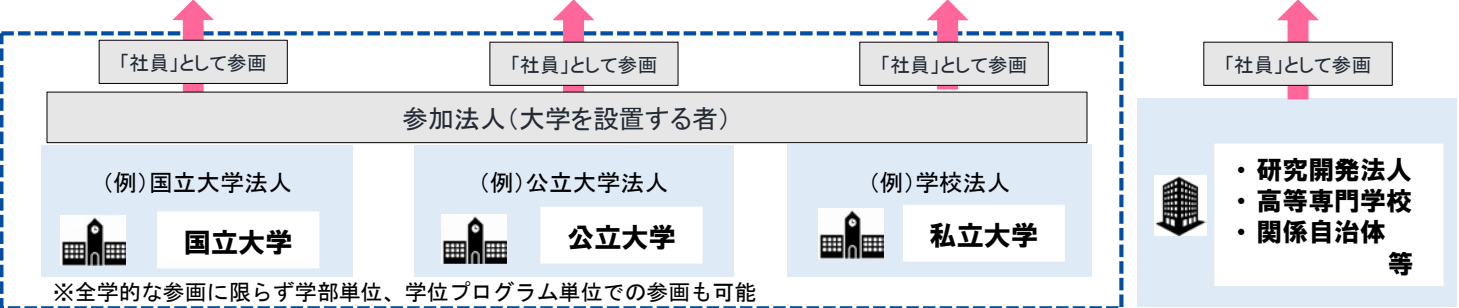
運営の効率化

- FD・SDの共同実施、事務の共同実施、物品・ソフトウェアの共同調達

※一法人傘下の大学間及び認定を受けた一般社団法人における参加大学間に限定して認めるもの

大臣による認定基準(例)

- 連携推進業務を主たる目的とすること
- 連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 連携推進業務を安定的かつ一体的に行うことが可能な組織体制、役員の構成であること
- 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めていること



大学の遠隔授業に関する法令上の仕組み

✓ 大学の遠隔授業は、以下の内容を規定する大学設置基準等に基づき実施される必要がある。

1 実施方法

【形態】 同時双方向型又はオンデマンド型いずれも可

【履修場所】 限定なし（自宅での受講も可）

【実施要件】

- 大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。
- オンデマンド型（インターネット配信方式等）の場合においては、以下の要件を満たす必要があること。

① 毎回の授業の実施に当たって、

- ・指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、
又は
- ・当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、

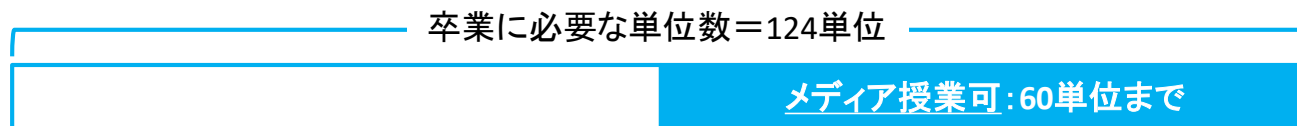
設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うことが必要。

② 当該授業に関する学生の意見交換の機会の確保が必要。

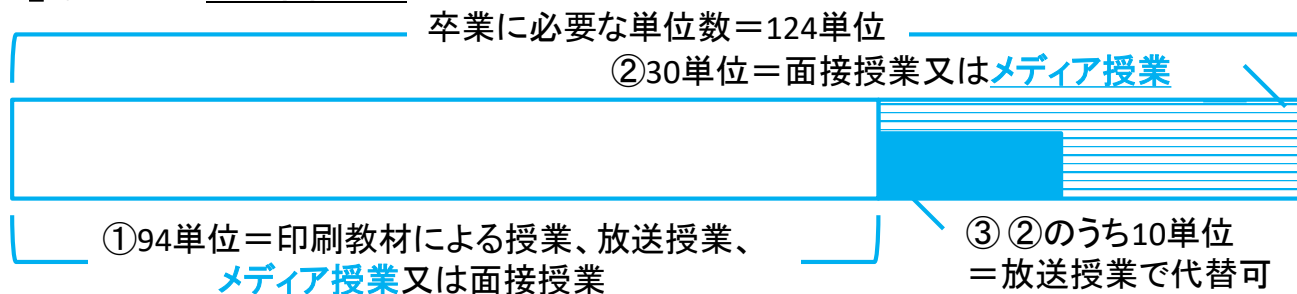


- ✓ 遠隔授業による修得単位数の上限は以下のとおり。ただし、授業の一部が遠隔授業であったとしても、主として対面授業により修得した単位と認める場合には、上限への算入は不要。

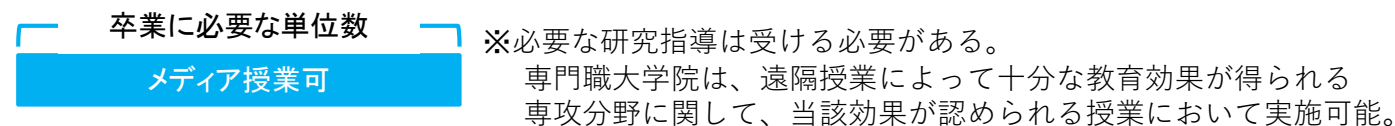
【学部（通学制）】卒業要件124単位中、60単位



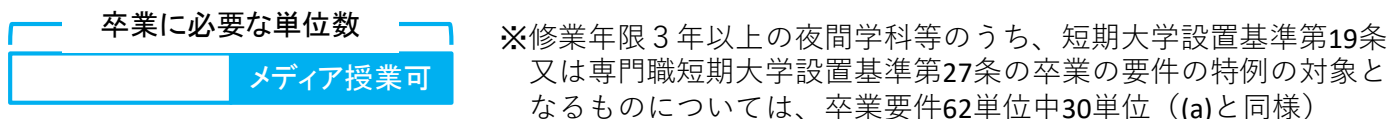
【学部（通信制）】卒業要件124単位すべて



【大学院】修了要件30単位（法科：93単位、教職：45単位）すべて※



【短期大学】(a) 2年制：卒業要件62単位中30単位 (b) 3年制※:卒業要件93単位中46単位



認証評価制度の改善①（平成28年～平成30年）

議論の背景

○ 平成16年に導入した認証評価制度は、2巡目の評価が実施されているところ、以下のような指摘

- ✓ 必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
- ✓ 結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
- ✓ 社会一般における認証評価の認知度が十分ではない

⇒ 認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）
（平成28年3月18日）

省令改正

（平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行）

※高等専門学校においても、準用。

● 大学評価基準関連

（1）大学評価基準に共通項目を追加

- ① **三つの方針**（※）に関する事。 ※卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針
- ② **教育研究活動等の改善**を継続的に行う仕組（**内部質保証**）に関する事。← **重点的に認証評価を行うものとする。**

（2）設置計画履行状況等調査（AC）との連携

認証評価機関は、ACの結果を踏まえた文部科学大臣の是正又は改善に対して大学が講じた措置を把握するものとする。

● 評価の質の向上関連

（1）認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織運営の状況について **自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。**

（2）認証評価機関は、評価の結果、**改善が必要とされる事項を指摘した大学**の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、**再度評価を行うよう努めるものとする。**

（3）認証評価機関は、その評価方法に、**高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取**が含まれるものとする。

施行通知

（留意事項として、各大学等及び認証評価機関が以下のような事項に取り組むことを期待）

- **評価の効率化（内部質保証で優れた取組を実施している大学等に対し、次回評価において評価内容・方法の弾力化に取り組む）**
- 大学教育の質的転換の促進（学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組む）
- 認証評価と社会との関係強化等（高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組む）
- 各大学等の負担軽減（国立大学法人評価などの他の評価における評価資料及び結果も活用した評価に取り組む）

など

その他

- 大学教育再生戦略推進費において、申請要件として活用（平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とする）

認証評価制度の改善②（令和元年～）

認証評価は受審が義務化されているにも関わらず、その結果の取扱いについて制度的な担保が設けられていないため、教育研究の実質的な改善につながりにくい状況となっている。（平成30年9月 中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ審議まとめ）

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」

（平成30年11月26日中央教育審議会答申）

＜具体的な方策＞ 教育の質保証システムの確立

- 設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第15条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。
- 加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合していると認定を受けられなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料提出をすることを求めることとする。
- また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。
- 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることによって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。
- また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。
- さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

学校教育法改正

令和元年5月24日公布、令和2年4月1日施行

- 認証評価機関は、大学等の教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。（学校教育法第109条第5項）
 - 大学等は、適合している旨の認定を受けるよう大学等における教育研究水準の向上に努めることとする。（学校教育法第109条第6項）
 - 文部科学大臣は、適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、報告又は資料の提出を求めるものとする。（学校教育法第109条第7項）
- 大学がこれまで同様に自主的・自律的に改善を行うことを前提としつつ、教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設けることにより、我が国の大学における教育研究活動の質の保証の実効性を一層確保し、さらなる質の向上につなげる

施行通知

- 評価結果として「保留」の判定は想定されないこと。
- 前回の認証評価における「不適合」となった事項及び改善が必要と指摘された事項等について、改善内容等を確認し、評価結果として明らかにすること。
- 認証評価を行う委員等の選定や辞した後の状況について、適切な運用を行うこと。

上記改正以外の事項については、中央教育審議会大学分科会の下に設置した質保証システム部会において必要な見直しを引き続き検討する。

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】

* 政省令：令和元年6月28日公布

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】① **授業料等減免制度の創設** ② **給付型奨学金の支給の拡充**
 【支援対象となる学生】**住民税非課税世帯** 及び **それに準ずる世帯**の学生
 (令和2年度の在学学生(既入学者も含む)から対象)
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和2年度予算額 4,882億円

授業料等減	2,528億円※
給付型奨学	2,354億円
金 公立大学等及び私立専門学校に係る 地方負担分(392億円)は含まない。	

国・地方の所要額 5,274億円

授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

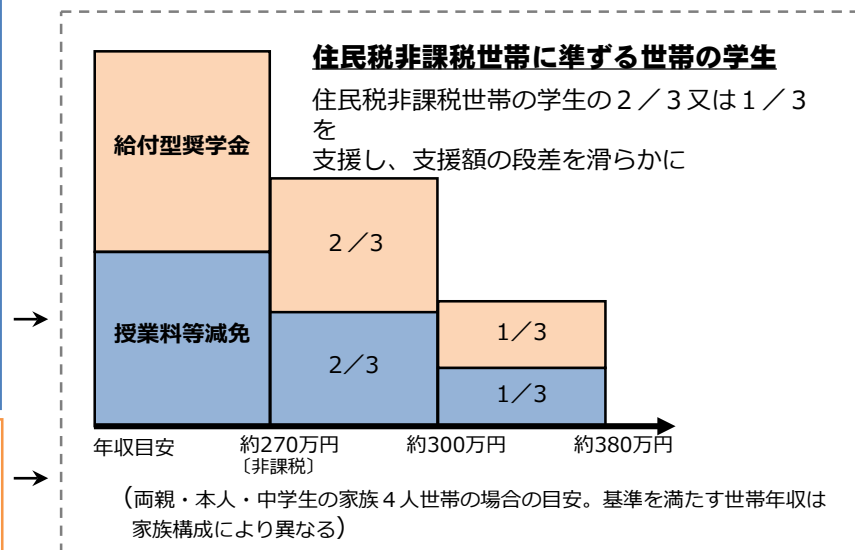
○ 日本学生支援機構が各学生に支給
 ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

支援対象者の要件（個人要件）等について

【学業成績・学修意欲に係る要件】

- 支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること。
進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。
- 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認する。
- 大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切る。

	学業成績の基準	
廃止 (支援 打ち切り)	次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること	特例①：傷病・災害等の不慮の事由 災害、傷病、その他やむを得ない事由がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。
警告	次の1～3のいずれかに該当するとき（上の「廃止」の区分に該当するものを除く。） 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること	次に該当する場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。 特例②：教育課程の特性 学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合 特例③：児童養護施設の入所者等 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

- 現在の給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。
 - ・ 日本国籍、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は永住の意思が認められる定住者であること
 - ・ 高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないこと
 - ・ 過去において本制度の支援対象としての認定を受けたことがないこと
 - ・ 保有する資産が一定の水準を超えていないこと（申告による。）
- 次のいずれかに該当する場合には、遡って認定を取り消す（返還等を求める。）。
 - ・ 偽りその他不正の手段により支援を受けた場合
 - ・ 大学等から退学・停学（無期限又は3ヶ月以上の者に限る。）の懲戒処分を受けた場合（3ヶ月未満の停学又は訓告の懲戒処分を受けた場合には認定の効力を停止する。）